

令和8年3月実施
姫路市介護認定調査指導員採用試験案内
(会計年度任用職員)



しろまるひめ

- 試験日 令和8年3月14日（土）
- 受付期間 令和8年2月12日（木）から
同年3月6日（金）まで
(持参の場合は土・日、祝日を除く。郵送の場合は
3月6日必着)
- 試験会場 姫路市役所 10階 第3会議室
- 受験申込先 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所介護保険課（市役所本庁2階）
電話番号 079(221)2447

職務内容・採用予定人数等

■ 職務内容

- 1 認定調査票の点検及びこれに伴う事務
- 2 介護認定調査員に対する研修・指導及びこれに伴う事務
- 3 認定調査及びこれに伴う事務
- 4 その他介護保険に関する事務

■ 採用予定人数

若干名

ただし、退職者等の状況によって、採用人数が前後する場合があります。

受験資格

■ 介護認定調査業務に3年以上従事した経験を有する人

■ 以下の地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事項に該当する場合は、受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験手続

■ 必要書類

受験申込書	本市所定のもの (本人の自筆により記入し、写真添付のこと)
エントリーシート	本市所定のもの (本人の自筆により記入)
受験票	本市所定のもの (本人の自筆により記入し、写真添付のこと)
実務経験証明書	本市所定のもの (本市が直接雇用する調査員の場合は不要)
運転免許証の写し	普通自動車運転免許証の写し

提出方法等

- ① 受験申込書等本市所定の様式については、介護保険課認定担当 (079-221-2447)まで請求してください。
- ② 必要書類に必要事項を記入し、姫路市役所介護保険課へ持参するか、郵送してください。なお、受験に際して提出された必要書類は返却しません。
- ③ 記入内容に虚偽・不正があると、合格しても採用される資格を失います。
- ④ 写真（縦 4.5cm×横 3.5cm、上半身無帽、正面、申込前 3 か月以内に撮影したもの）を受験申込書及び受験票に貼ってください。写真は同じものを使用してください。

■ 申込期間

令和 8 年 2 月 12 日（木）から同年 3 月 6 日（金）まで
(持参の場合は土・日、祝日を除く。郵送の場合は 3 月 6 日必着)

■ 申込場所・時間

姫路市役所 2 階 介護保険課
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地
電話番号 079(221)2447
8 時 35 分から 17 時 20 分まで

採用試験

■ 日 時

令和 8 年 3 月 14 日（土）13 時 30 分集合 13 時 40 分開始

■ 試験会場

姫路市役所 10 階 第 3 会議室（姫路市安田四丁目 1 番地）



○ JR を利用する場合

JR「姫路駅」下車南出口から南へ徒歩約 20 分

○ バスを利用する場合

姫路駅（南口）「南 21 のりば」から約 5 分
「姫路市役所前バス停」下車すぐ

○ 山陽電車を利用する場合

山陽電鉄「手柄駅」下車、東南へ徒歩約 8 分

※車でお越しの場合、市役所駐車場も駐車できます。

※ 試験会場では、換気のため、適宜、窓や扉を開けますので、温度調整のできる服装で来場してください。

■ 試験当日持参するもの

- 1 受験票
- 2 筆記具（鉛筆、消しゴム）

■ 試験内容

- ・筆記試験（認定調査に関する知識）
- ・個別面接（筆記試験終了後、受験番号順に実施）

■ 試験の結果

試験結果は、令和8年3月中旬頃に受験者全員に郵送で通知します。

また、補欠合格を決定する場合があります。補欠合格者は、合格者の辞退等により採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、成績順に繰上げ合格を決定します。

勤務条件等

■ 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号のパートタイムの会計年度任用職員として任用されます。

■ 任用期間

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ・採用後1月間は、条件付採用期間となります。採用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合は条件付採用期間が延長されます。
- ・業務上の必要があり、能力実証の結果が良好であれば、連続4回まで公募によらず再度任用される可能性があります。

■ 勤務場所

姫路市介護保険課（姫路市安田四丁目1番地）

■ 勤務時間

週30時間（1日7時間30分、週4日勤務）

- (1) 12時～13時は休憩時間
- (2) 毎週土・日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

■ 報酬等

月額基本報酬 191,778円（令和7年度）

基本報酬の他に、通勤手当に相当する費用及び期末・勤勉手当（6月・12月）が支給されます。

■ 休暇

年次有給休暇、特別休暇等（本市の規程に基づいて付与されます。）

■ 福利厚生

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

■ その他

副業をしている場合はその旨を届け出る必要があります。その上で、本市の勤務時間と合わせた週当たりの勤務時間が38時間45分以下となるようにしていただく必要があります。